平成２８年（フ）第３６２１号
大阪市西成区太子１丁目６番14号カーサパール815号
債務者　悴山　啓介
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１７号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ８―101号
債務者　山**原**　誠之
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５０号
大阪市住吉区長居東４丁目15番10号　エレガンス長居　703号
債務者　木村　有希
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５８号
大阪市大正区泉尾７丁目13番２―506号
債務者　中山　美杉
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７１号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目３番22号
債務者　福平　とみ
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０２号
大阪市旭区大宮１丁目16番19号　リベラル大宮204号
債務者　神田　富江
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１６号
大阪府枚方市山之上北町30番10―201号
債務者　西木由香里
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１７号
大阪市旭区生江３丁目16番11―1010号
債務者　吉田　法子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１８号
大阪市東淀川区淡路４丁目６番49―314号
債務者　加藤　光夫
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７２号
愛知県瀬戸市原山台２丁目８番205号
債務者　髙木　孝幸
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
長崎県雲仙市愛野町乙841番地１
債務者　牧瀬　文男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
栃木県佐野市富岡町62番地10　フローラルハイツ101、前住所栃木県佐野市船越町1778番地
債務者　鈴木　秀雄
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８３号
栃木県下都賀郡壬生町中央町６番10号
債務者　笹栗美代子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９６号
栃木県宇都宮市富士見町３番６号　富士見市営住宅６号棟122号室、前住所栃木県宇都宮市富士見町３番４号　富士見市営住宅４号棟96号室
債務者　神永　裕之
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４号
岡山市南区福島３丁目８番26号ドミール93　302号室
債務者　堤　かおり
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５４号
岡山市北区吉宗801番地15
債務者　伊久　尚子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５７号
東京都昭島市松原町１丁目12番１―114号
債務者　河野　　侑（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部